

東京都教職員賠償責任共済

sensei mamoru

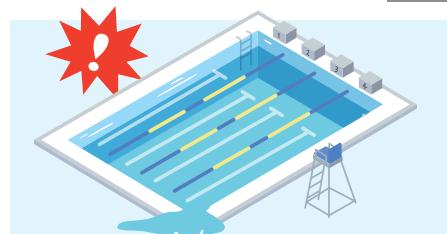
せんせい・マモル

学校での様々な トラブルに対応

訴訟前から
対応OK



✓ 保護者とのトラブルで弁護士相談



✓ プールの水の止め忘れ



✓ 備品のパソコンを破損



✓ 卒業アルバムの校正誤り



✓ 学校間を移動中の自転車賠償事故



✓ 理科の実験で薬品調合を誤り爆発

「東京都の教職員ならこれ!」と大好評!
みんなで入ると安心!

掛金は
年間で **4,800円**

小さな心配事
から相談に
のります

あなたをマモル!

お申し込みは
いずれかの方法で

①裏面の加入申込書に
記入し返送

②Webで申込



一斉 募集期間 2026年1月15日～2026年2月27日

中途加入 每月15日締切 翌月1日加入

共済期間

2026年
4月1日～3月31日

2027年
4月1日～3月31日

充実補償と
おとくな掛け金

掛け金と給付内容

年間掛け金 4,800円(一括払)

給付限度額	損害賠償共済金 争訟費用共済金	1億円 (訴訟対応費用を含む)	法律上の損害賠償責任を負ったときの 限度額
	初期対応費用共済金	500万円	損害賠償に至る前の弁護士相談費用や、 損害賠償請求に備えるための費用
	対人入院見舞金	10万円	学校業務中に生徒に入院となるケガを させてしまいお見舞金を支払ったとき
	費用補償共済金	100万円 (1事故につき50万円)	教員の過失で学校の備品の破損、 キャンセル費用など不測の実費を負担 したとき

給付できない
主な場合

- 自動車事故に起因する賠償責任
- 故意や暴行、いやがられ(パワハラ等を含む)
による賠償責任
- 公序良俗に反する行為・犯罪行為

- この共済契約の共済期間の初日において、被
共済者に対する請求がなされるおそれがある
状況を被共済者が知っていた場合

など

事事故例

クラブ活動中に生徒に
大けがを負わせてしまい…

バレーボールの支柱を運んでいた際に、運んでいた生徒
の手が滑って生徒の足を直撃! 監督責任をめぐり保護者
から損害賠償請求をされた。

生徒の個人情報を誤って開示し…

プライバシーの侵害として開示を行った先生個人に対し
て損害賠償請求が提起された。

不登校になったのは先生のせいだ
として慰謝料を請求

人格権侵害として先生個人に対して損害賠償請求が提
起された。実際に損害賠償は発生しなかったが、争訟費
用がかかった。

発注したバスがまさかの
ダブルブッキング! 3台キャンセルに

遠足のバスの発注を担当した先生と管理職がそれぞれ
に手配をしてしまい、バスが3台来るところ、6台きてし
まい、バス3台分の当日キャンセル料100%が余分にか
かった。

卒業アルバムの校正ミスで

アルバムの刷り直しを余儀なくされた

アルバムを配った後、保護者から生徒の名前が間違っ
てることを指摘され、刷り直しを求められた。

天気の関係で運動会の日が
ずれたのに給食の発注変更を失念

余分にかかってしまった費用を請求された。

学校備品のパソコンに
コーヒーをかけてしまい破損

先生の過失が問われ、自治体から修理代
を請求された。



東京都教職員賠償責任共済とは



共済加入者(被共済者)が教職員等としての業務について行った行為(不作為を含みます)に起因して、損害賠償請求をされたこと等により、教職員等個人が負担する損害について給付金をお支払いするものです。



国家賠償法との関係は

- 公立学校の教職員が職務上の行為によって他人に損害を与えた場合は、国家賠償法が適用され、損害賠償責任は学校設置者が負います。
- 国家賠償法に基づき、国や公共団体が損害賠償金を支払う場合でも、教職員に故意・重過失がある場合は求償請求を受け、教職員個人が損害賠償金を負担する場合があります。
- 教職員に故意・重過失がない場合でも、被害者の方が民法に基づき教職員個人に損害賠償を請求する場合があります。その際には弁護士に相談するなど争訟費用を負担することができます。

よくあるご質問 Q & A

1Q 訴訟にならないと請求できませんか

A.1 そんなことはありません。

むしろ訴訟になる前に、トラブルに対応する必要があります。問題が深刻になる前に、弁護士相談をするなどの対応をお勧めしています。弁護士費用を心配しなくて済むので安心です。

2Q 相談事が外部にもれたりしませんか

A.2 プライバシー厳守で対応します。

第三者にプライバシーを漏らすことはありません。ご安心ください。

3Q トラブルがあった時どこに連絡すればいいですか

A.3 まずは桜保険事務所までご相談ください。

小さなことでもためらわず、ご連絡ください。親身になってご対応いたします。あなたをひとりにしません。

4Q 同僚からいやがらせをされたとして損害賠償請求されています。対応できますか

A.4 共済給付の対象外です。

ハラスメント・公序良俗に反する行為・犯罪行為は共済給付の対象外です。

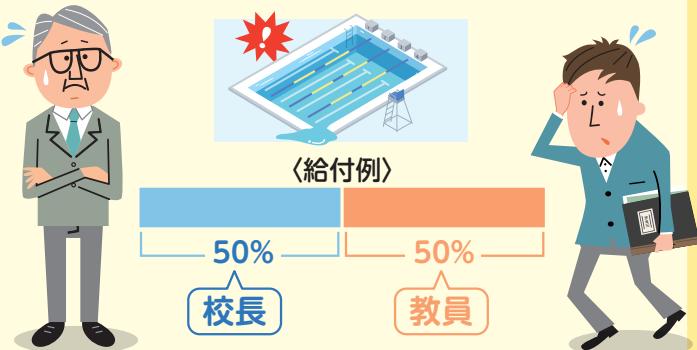
5Q 業務を遂行した教職員と、管理職の双方に責任が問われた場合の給付はどのようにになりますか

A.5 責任割合で按分して給付します。

例) プールの水の止め忘れて、担当の教員と校長に損害賠償が請求された場合(お二人ともせんせいマモルにご加入されている場合)それぞれに給付することができます。

※按分の割合は学校で判断していただきます。

※管理職の負担の上限は50%です。



6Q 退職後請求された場合も補償されますか

A.6 はい、退職後5年は補償対象となる特約が自動的にあります。



事故が発生した場合のお手続きなど

万一事故にあわれたら、桜保険事務所にご連絡ください。

遅滞なくご連絡をいただけませんと、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。事故のご連絡をいただきましたら、桜保険事務所より共済金請求手続き(共済金請求に際してご提出いただく書類など)についてご案内いたします。

小さなことから、ためらわずご相談ください



- 共済給付金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 賠償事故にかかる示談交渉は、必ず桜保険事務所、都教組・都障教組共済と相談しながらすすめてください。(加入者にかわって示談交渉することはできません)

加入・更新のお手続きについて



新規に加入される方

加入申込書に必要事項をご記入の上ご返送ください。またはWebからお申込みください。募集期間終了後は中途加入を受け付けています。毎月15日までのお申込みで翌月1日から加入できます。掛金は共済開始月の給与から控除させていただきます。

（中途加入される場合の掛金は下記をご参考ください）

2027年3月31日までの掛金です。（円）

共済開始日	4月1日 (年間掛金)	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日
掛金	4,800円	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円
共済開始日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日
掛金	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円	800円	400円

共済期間 2026年4月1日～
2027年3月31日

年間掛金 4,800円

（4月の給与から控除させて頂きます。非常勤教員・時間講師等の方は、郵便払込票等での払込となります。）

2026年2月27日締切

※中途加入は毎月15日締切

Webでの申込みも
できます。



加入対象者

東京都採用の小・中学校に勤務する①～③までの方

①学校教育法に規定する校長および教員

会計年度任用職員（非常勤教員・専門員・時間講師・スクールカウンセラー等）

②学校事務職員 ③学校栄養職員

東京都立の障害児学校に勤務する①～⑥までの方

①学校教育法に規定する校長および教員

会計年度任用職員（非常勤教員・時間講師・学校介護職員等）

②学校事務職員 ③技能主事（用務主事） ④学校栄養職員

⑤寄宿舎指導員 ⑥学校看護師

東京都教職員組合・都教組共済

03-3234-8132 [受付時間／平日11時～17時]

東京都障害児学校教職員組合・都障教組共済

03-3230-1565

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 エデュカス東京4階
(全国教育文化会館)

お問い合わせ先

業務委託先：桜保険事務所

〒188-0011 西東京市田無町3-2-17

042-467-4152

FAX 042-461-0366

E-mail dengon@sakura-hoken.co.jp

受付時間

月～金 9:30～17:30

土曜日 9:00～16:00

（休業日：日曜・祝日、12/31～1/3）

キリトリ

せんせい・マモル加入申込書

せんせい・マモルに加入します。

※東京都教職員賠償責任共済運営要綱が適用されることを承認のうえ下記の共済加入を申し込みます。

職場名	職員番号	年 月 日	共済会名	都教組共済 都障教組共済
立		<input type="radio"/> 現職 <input type="radio"/> 再任用 <input type="radio"/> 産育休代替 <input type="radio"/> 期限付 <input type="radio"/> 会計年度任用()		総合共済へのご加入をおすすめします （総合共済の内容は下記 二次元コードからご確認ください）
フリガナ		生年月日	性別	
氏名		年 月 日		
住所	〒 - 都・県 区・市 町・村	電話番号		加入される方は下記に○をつけてください
		携帯番号		総合共済に加入します

中途加入のお取扱いは、毎月15日までに申し込むと、翌月1日より共済の効力が発行します。

※個人情報の取り扱いについて…申込書にご記入いただいた個人情報は、ご契約の締結・維持・管理、共済金の給付のために使用するほか、都教組・都障教組共済や都教組・都障教組自動車保険等のご案内のために利用することがあります。これ以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはできません。